

京都市告示第192号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年6月23日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
久世高田7号線	南区久世高田町387番地地先から 同町371番地地先まで	メートル 48.10	メートル 6.00 ~ 11.20
梅津緯120号線	右京区梅津中村町31番地の18地先から 同町29番地の1地先まで	84.40	6.00 ~ 10.30

(建設局土木管理部道路明示課)